

市場メカニズムを通じた環境・資源保全措置と
世界貿易機関(WTO)の下での規律
—水産エコラベルに焦点を当てて

笹川平和財団海洋政策研究所

研究員 村上 悠平

背景・問題の所在

- 環境・資源保全の目的に市場が果たす役割に関する認識
- 消費者の購買行動と環境・資源保全との関係
- 公的・私的エコ・ラベルの普及とそれが市場における産品間の競争関係に及ぼす影響
- 水産エコ・ラベルの導入と漁業管理レジームとの関係
- 産品に関連しない生産工程・生産方法(産品非関連PPM)の規律に世界貿易機関(WTO)が関与することの問題
- 私的イニシアティブに基づくエコ・ラベルの規律にWTOがいかに関与するか

エコ・ラベルに関する慣行の発展

- 定義:
- 目的: 消費者に自らの選択の環境上のコストに関する情報を提供し, 消費者の選好および購買行動に変化をもたらすこと。
- 各国・地域および私的機関の実行
- Life-Cycle Analysisの発展
- FAO水産エコラベルのためのガイドライン(2005年)

代表的水産エコ・ラベル

- Marine Stewardship Council
- Marine Eco-label Japan
- Friend of the Sea
- Naturland
- Marine Aquarium Council

水産エコ・ラベルと漁業管理レジームとの 交錯

- 国際的・地域的または国家レベルでの漁業管理レジーム間の相違を水産エコ・ラベルの実施においていかに考慮するか。
- 特定の漁業管理レジームに合致する水産エコ・ラベルは国際経済法上の観点からも擁護されるか。

世界貿易機関 (WTO) とエコラベル

- WTOの成り立ち
- WTOの目的と基本的規律

- 目的:

「…経済開発の水準が異なるそれぞれの締約国のニーズ及び関心に沿って環境を保護し及び保全し並びにそのための手段を拡充することに努めつつ、持続可能な開発の目的に従って世界の資源を最も適当な形で利用すること…」

- 基本的規律

(1) 同種の製品の同等な扱い

→ 製品の「同種性」をどのように認定するか(生産工程・生産方法 (PPM)) に基づく区別は可能か。また、いかなる区別が「差別」に該当するか。

(2) - 公平性の確保

- WTOがエコラベルの審査にかかわることに対するPros and Cons

米国ーマグロラベリング事件 (DS381) の概要

- 当事国:

メキシコ(申立国), 米国(被申立国)

- 申立対象措置

- 連邦法 (Dolphin Protection Consumer Information Act)

- 連邦規則 (50 CFR 216.91 & 216.92)

- 連邦控訴裁判所の判決 (Hogarth事件)

→ 東部熱帯太平洋 (ETP) の水域内外にかかわらず, まき網によるイルカの囲い込み漁法をつかって漁獲されたマグロには「イルカ保護」の表示はできない (米国とメキシコが締約国である全米熱帯マグロ類委員会国際イルカ保全計画 (AIDCP) では囲い込み漁それ自体は禁止されていない。)

貿易の技術的障害に関する協定 (TBT協定) の下での主要な規律

- 強制規格と任意規格の区別
- 強制規格の中央政府機関による立案, 制定及び適用に関する規律
 - 同種の産品間の差別の禁止 (第2条1)
 - 国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことの禁止 (第2条2)
 - 国際規格への適合 (第2条5)
- 任意規格の立案, 制定及び適用のための適正実施基準 (附属書3)

関税及び貿易に関する一般協定 (GATT 1994) の下での関連規律

- TBT協定とGATTとの関係
- 最恵国待遇原則 (第1条)
- 内国民待遇原則 (第2条)
- 数量制限の禁止 (第11条)
- GATTに違反する措置の正当化 (一般的例外) (第20条)

私的エコ・ラベルとWTOの下での規律

- どのような条件で私的機関の行為が国家に帰属するか(帰属要件)
- 分析枠組み
 - 私的機関の権限の源
 - 私的機関の資金源
 - 私的機関の機能
 - 執行体制
- 私的エコ・ラベルの「国際規格」としての性格

まとめ

- 保護主義的・詐欺的エコラベルの普及に対するWTOのセーフガード

ご静聴ありがとうございました。

笹川平和財団海洋政策研究所

研究員 村上 悠平

E-mail: y-murakami@spf.or.jp